

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年3月31日認可した。

平成28年4月8日

香川県知事 浜田惠造

土地改良区名	土地改良事業名
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）松縁地区
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）惣社地区
〃	単独県費補助土地改良事業（頭首工改修事業）片山地区